

○岐阜市消防職員研修規程

平成 3 年 4 月 1 日
消防本部訓令乙第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 52 条並びに地方公務員法（昭和 25 年法律 261 号）第 39 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、消防職員（以下「職員」という。）の任務遂行のために行う研修に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 職員の研修は、消防の責務を正しく認識させ、社会性を身につけ、豊かな人間性を養うとともに、学術及び技能の習得、体力の鍛成並びに規律の保持を図り、もって人格の向上及び実力のかん養に務め、その職務を能率的に遂行するために必要な能力を養成することを目的とする。

(研修の種類)

第 3 条 職員の研修は、学校教育、委託教育及び職場研修とする。

- 2 この規程において「学校教育」とは、岐阜県消防学校（以下「消防学校」という。）に職員を派遣して行う研修をいう。
- 3 この規程において「委託教育」とは、消防大学校又は消防学校以外の学校その他の機関（以下これらを「委託教育機関」という。）に職員を派遣して行う研修をいう。
- 4 この規程において「職場研修」とは、消防長又は消防署長が前条の目的を達成するため職員の統率指導を通じて行う研修をいう。

(学校教育の種類等)

第 4 条 学校教育の種類、対象、内容及び期間は、別表第 1 のとおりとする。

(委託教育の種類等)

第 5 条 委託教育の種類、対象、内容及び期間は、別表第 2 のとおりとする。

(職場研修)

第 6 条 職場研修は、本部研修及び所属研修とする。

(本部研修)

第 7 条 本部研修は、消防長が職員に対して行う研修をいい、特別研修、幹部研修、実務担当者研修、初級研修及び昇任者研修とし、教科及び科目については、別表第 3 に掲げるもののうちから適宜選択するものとする。

- 2 特別研修は、消防長が職務上特に必要と認めたとき、特別に行う研修をいう。
- 3 幹部研修は、消防士長以上の階級にある者に対して行う研修をいう。

- 4 実務担当者研修は、各課長が所掌事務に関して職員に周知徹底しなければならないことが生じたとき又は実務知識及び技能の高揚を図るために行う研修をいう。
- 5 初級研修は、消防副士長及び消防士の階級にある者に対して行う研修をいう。
- 6 昇任者研修は、消防士長以上の階級に昇任させる予定の者に対して、必要な知識を習得させさせることを目的に行う研修をいう。

(所属研修)

第 8 条 所属研修は、消防署長が所属職員に対して行う研修をいい、定時研修、随時研修及び新任研修とする。

- 2 定時研修は、毎月 1 回以上消防署長が定めた日に行う研修をいう。
- 3 随時研修は、職務上監督の地位にある者が日常の業務を通じて行う研修をいう。
- 4 新任研修は、新規採用職員を早期に育成し、組織力の維持向上を図ることを目的として行う研修をいう。

(研修計画等の策定)

第 9 条 消防総務課長（以下「研修管理者」という。）は、毎年度末に消防長の承認を得て、翌年度の消防研修実施計画（以下「実施計画」という。）及び月間推進目標を定め、消防署長に通知するものとする。ただし、特別研修及び実務担当者研修並びに所属研修の計画は、実施計画には含まないものとする。

- 2 消防署長は、実施計画による所属職員の研修の実施予定状況に配慮し、定時研修については毎年度末に月間推進目標を参考にして翌年度の研修計画を定め、随時研修については毎月末にその科目を別表第 4 に掲げるものから選択して翌月の研修計画を定めるものとする。
- 3 消防署長は、前項の規定により定めた研修計画を消防長に報告するものとする。

(研修の実施責任者)

第 10 条 研修の実施責任者は、所属研修にあっては消防署長とし、それ以外の研修にあっては研修管理者とする。

(研修担当者)

第 11 条 消防総務課の管理監又は主幹の職にある者で消防総務課長が指名したものは、研修担当者として研修管理者の職務を補佐するものとする。

- 2 副署長は、研修担当者として所属研修の実施を補佐するものとする。

(効果測定)

第 12 条 消防長又は消防署長は、必要と認めるときは研修効果を測定するため、試験、レポートその他の方法により効果測定を行うことができる。

(報告)

第 13 条 研修管理者は、本部研修を実施したときは、速やかに本部研修実施報告書（様式第 1 号）により消防長に報告するものとする。

2 消防署長は、所属研修を実施したときは、研修日誌（様式第 2 号）に記録するとともに、毎月実施した結果を報告書（様式第 3 号）により消防長に報告するものとする。

（検証）

第 14 条 各課長は必要に応じて統一した所属研修が行われているか、研修の立会、効果測定又は報告書等の検証を行うものとする。

（会議）

第 15 条 研修管理者は、毎年度当初に研修管理者を招集し、当該年度の研修を円滑に進めるため会議を行う。

（その他）

第 16 条 この規程に定めるもののほか、職員に対する研修の実施について必要な事項は、消防長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

（岐阜市消防救急隊規程の一部改正）

2 岐阜市消防救急隊規程（平成 3 年消防本部訓令乙第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 号中「岐阜市消防本部研修（教養）規程（昭和 52 年消防本部訓令乙第 9 号）」を「岐阜市消防職員研修規程（平成 3 年消防本部訓令乙第 2 号）」に改める。

附 則（平成 18 年消防本部訓令乙第 2 号）

この規程は、平成 18 年 8 月 6 日から施行する。

附 則（平成 20 年消防本部訓令乙第 6 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年消防本部訓令乙第 2 号）

この規程は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

教育訓練種類	教育訓練の対象及び内容	期間
初任教育	消防学校教育訓練計画による	消防学校において定める期間
専科教育		
幹部教育		
特別教育		

別表第2（第5条関係）

教育訓練の種類		教育訓練の対象及び内容	教育訓練の期間
消防 大 学 校	総合教育	消防大学校教育訓練実施要領による	消防大学校において定める期間
	専門教育		
	実務講習等		
消防学校以外の学校その他の機関	特定の職員に対して行うその職務に必要な高度の専門的知識	担当機関の定めるところによる	

別表第3（第7条関係）

教 科	科 目
訓育等	訓育、政治、経済、文化、社会、市政の動向、同和問題、訓育等に関するその他の科目
法学一般	憲法、行政法、地方自治法、地方公務員法、法学一般等に関するその他の科目
消防関係法規	消防組織法、消防法、消防関係法規に関するその他の科目
人事管理	監督指導、接遇、表彰制度、公務災害、人事管理に関するその他の科目
消防財政	消防予算のしくみ、消防財政に関するその他の科目
消防広報	火災予防広報、現場広報、消防広報に関するその他の科目
安全管理	安全管理、安全衛生管理、安全管理に関するその他の科目
警防	火災防ぎよ、消防計画、警防計画、消防通信（無線）、火災調査、現場指揮、消防施設、消防機械器具、警防に関するその他の科目
防災	防災行政、地震対策、水災対策、防災体制、防災に関するその他の科目
予防	設備規制、建築、危険物、違反処理、予防に関するその他の科目
救助	災害救助、救助訓練、救助器具取扱、救助に関するその他の科目
救急	救急業務、救急処置、救急に関するその他の科目
訓練・礼式	部隊指揮、基本操法、応用操法、訓練・礼式に関するその他の科目
消防団事務	
事例研究	
その他	

別表第4（第9条関係）

科 目	内 容
一 般	1 法学一般 2 消 防 3 岐阜市消防例規 4 文書事務 5 時事、経済、政治、社会、岐阜市勢 6 消防広報 7 物理、化学、電気、気象 <u>8 コンプライアンス</u> 9 交通安全に関すること 10 その他
訓練・礼式	1 各個訓練、部隊訓練 2 点検要領、礼式 3 その他
体 育	1 保健体育に関すること 2 岐阜市消防職員体力管理規程に定める 3 その他
予 防	1 予防事務処理 2 予防関係法規 3 立入検査 4 消防用設備の解説及び実務知識 5 危険物行政 6 建築 7 その他
警 防	1 警防関係事務処理 2 警防関係法規 <u>3 現場指揮</u> 4 火災防ぎよ 5 消防計画 6 警防計画 7 火災原因及び損害調査 8 事故防止 9 通信 10 火災防ぎよ検討会 11 地理、水利 12 消防活動技術向上訓練（基本、図上、応用、総合） 13 その他
防 災	1 防災関係法規 2 岐阜市の防災体制 3 災害と気象 4 災害発生メカニズム
救 助	1 救助関係法規 2 救助基本訓練 3 救助器具取り扱い訓練 4 水難救助訓練

	5 その他
救急	1 救急事務 2 救急関係法規 3 救急技術向上訓練 4 医学、人体解剖学、応急処置学 5 その他
機械	1 機械関係法規 2 交通関係法規 3 自動車、ポンプ等の原理、構造 4 水力学 5 機械運用 6 運転技術 7 その他
<u>安全管理</u>	<u>1 安全管理関係法規</u> <u>2 訓練時の安全管理</u> <u>3 災害時の安全管理</u> <u>4 危険予知訓練</u> <u>5 その他</u>

別記様式第1号

年　月　日

消防長様

研修管理者

本部研修実施報告書

実施日	月　日	時間	時　分～時　分
研修名			
研修者	(印)	対象者	名
研修内容	講義、討議、事例研究、実習、訓練 ※ 教材があれば添付して下さい		
目　標			
効果所感			
未受講者			

別記様式第2号

年　月　日

所　属　研　修　日　誌

下記のとおり実施しました。

研修の種類	定時・随時	所属	消防署	分署
実施月日	月　日	時　間	時　分～時　分	
研修者			受講者	名
科目 (随時研修のみ)	一般・訓練礼式・体育・予防・警防・防災・救助・救急・機械・安全管理			
研修形態	講義・討議・事例研究・実習・訓練・その他			
研修内容	研修名			
教材				
目標				
効果所感				

別記様式第3号

年　月　日

消防長様

岐阜消防署長

所属研修の実施結果について（報告）

標記について、月分の所属研修の実施結果は、下記のとおりありましたから報告します。

記

研修の種類	研修内容			
	科目	回数	延人員	延時間
定時研修				
随時研修	一般			
	訓練礼式			
	体育			
	予防			
	警防			
	防災			
	救助			
	救急			
	機械			
	安全管理			